

輸送安全マネジメントに関する公表

令和2年4月8日
有限会社 鶴観光バス

当社では、「バスの輸送安全マネジメント」に基づき、輸送の安全を確保するため、全社員が一丸となって以下のとおり取り組んでまいります。

1. 安全マネジメントに関する基本的な方針

- (1)「安全輸送はサービスの基本」を基本方針とし、輸送の安全確保に万全を期します。
- (2)社員一丸となって輸送の安全確保に取り組みます。

2. 平成31年度における輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

1. 無事故の継続
2. 行政処分に係る無違反の継続
3. 速度超過率の2割減（前年度超過率 4.6%）
〔超過率＝速度超過有りの運行数÷全運行数〕
4. 健康及び飲酒に起因する事故の防止

以上4項目を平成30年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）年間事故防止目標として、全社員が安全輸送に取り組んだ結果、以上の目標をすべて達成することができました。

特に、3の速度超過率の2割減という目標に対しては、集計の結果、超過率2.9%であり、3%を切り、より安全な運行の向上に努められました。

3. 令和2年度の輸送の安全に関する目標

1. 無事故、無違反の継続
2. 速度超過率3%以内の継続（前年度 2.9%）
〔超過率＝速度超過有りの運行数÷全運行数〕
3. 健康及び飲酒に起因する事故の防止
4. 定時出発達成率 100%

以上4項目を令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の年間事故防止目標として設定します。

4. 有責事故発生状況

	人身(車内含む)	追突(逆突)	回送時	健康・飲酒	その他	合計
平成29年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
平成30年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
平成31年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

※数値内のカッコは前年からの増減

5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別紙参照

6. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定める事項を遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する投資を、積極的かつ効率的に行うよう努める
- (3) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を共有し伝達する。
- (4) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定、これ的確に実施する。

7. 輸送の安全に関する計画

- (1) ヒヤリハットの情報収集と乗務員の安全意識の向上を図ってまいります。
- (2) 輸送の安全に関する教育計画
 - ① 運行管理者教育
 - ② 運転者に対する安全教育
 - ③ 事故惹起者に対する研修（随時）
 - ④ 特定の運転手に対する特別な教育（初任・適齢）
 - ⑤ 一般的な指導を行う総合研修
 - ⑥ 管理者・乗務員による事故防止対策委員会の開催

以上のとおり年間計画を策定し安全教育を実施いたします。

- (3) その他の教育・研修
 - ① 安全統括管理者・統括運行管理者の安全に関する外部セミナーの受講
 - ② エコドライブ研修の実施

以上